

運輸安全報告書 2025年度

株式会社アンビ・ア バス事業部



【目 次】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計
4. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
5. 輸送の安全に関する行動計画
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びに講じた措置及び講じようとする措置
9. 安全管理規定
10. 安全統括管理者

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は輸送の安全が最重要課題であると認識し、社長自らが最高責任者として基本方針を定め、安全管理の取り組み計画に基づき社員を指揮指導し「安全・安心・快適」を第一に考える会社にする。

- 1. 輸送の安全に関する関係法令及び関連する規定を理解すると共に、これらを遵守し厳正かつ忠実に遂行する。
- 2. 輸送の安全に関する目標を作成し、またそれを達成する為の計画を策定し、確実な実施、適時の確認、さらなる改善を行うことで安全対策を見直し、輸送の安全向上に努める。
- 3. 事故、災害発生時は、人命救助を最優先とし速やかに安全適切な処置を行うと共に、安全に関する情報については迅速かつ正確に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

- 1. 2025年度、年間事故防止目標「発進時の左右確認を徹底し物損事故の半減」と定める。
- 2. 毎月の事故防止目標を定め具体的に実施する。
- 3. 重大事故を起こさない。
- 4. 年間有責事故件数『4件以下』を目標とする。(昨年度9件)
- 5. 乗務記録表、安全運転日報を基に安全運転の指導を徹底する。
- 6. 飲酒運転を根絶する。

2025年度 安全目標（結果）

目 標		事故件数	達成状況
車内事故件数	0 件	0 件	○
後退時追突事故件数	1 件以下	6 件	×
衝突・接触事故件数	3 件以下	12 件	×
飲酒運転件数	0 件	0 件	○
無責事故件数	0 件	3 件	×

※衝突・接触事故内容：左折時4件、オーバーハング2件、前方不注意2件、車体下部接触1件、車線変更接触1件、屋根接触1件、遮断機接触1件

※無責事故内容：停車中に追突及び接触2件、飛び石1件

2025年度 月間事故防止目標

年間事故防止目標

「発進時の左右確認を徹底し物損事故の半減」

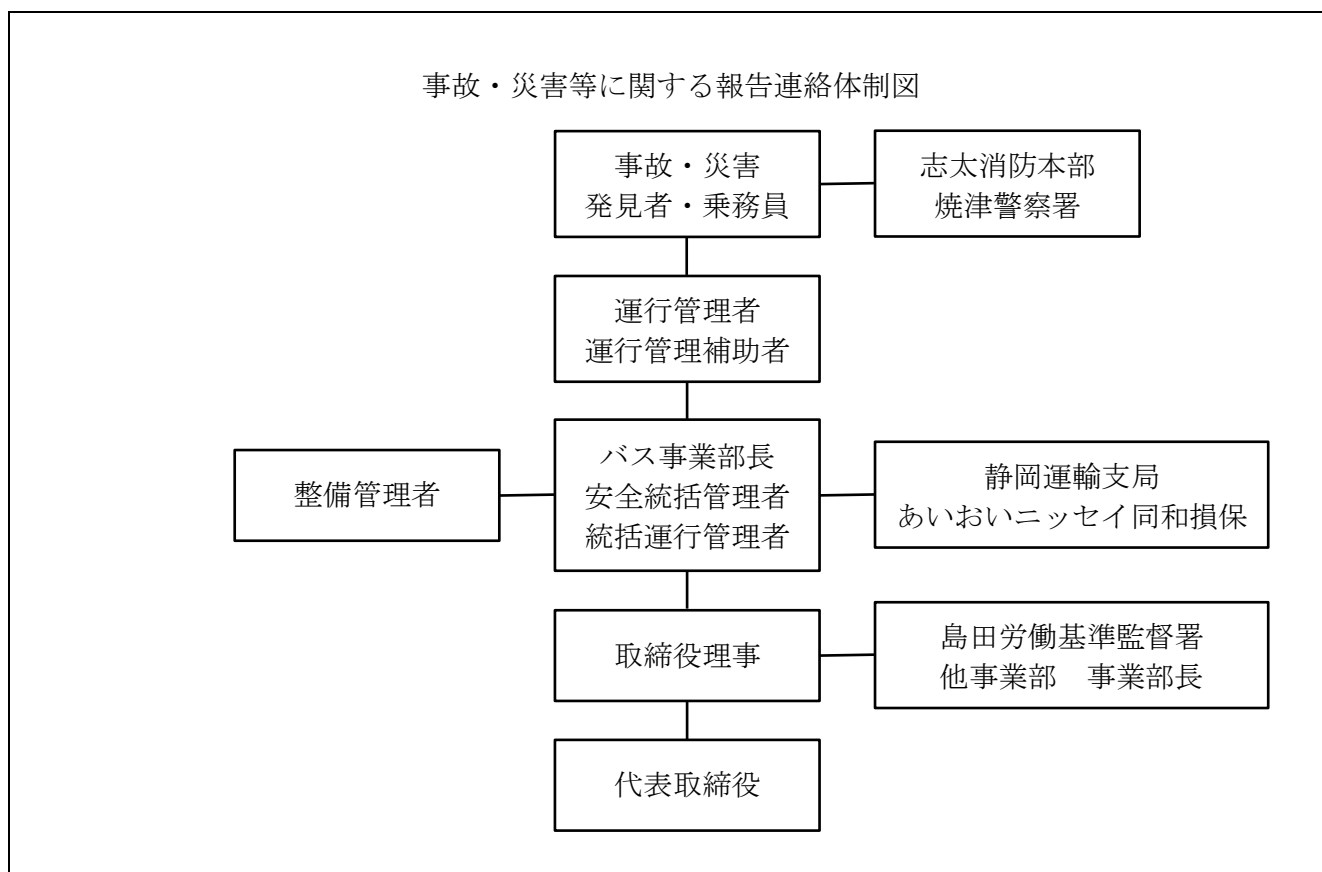
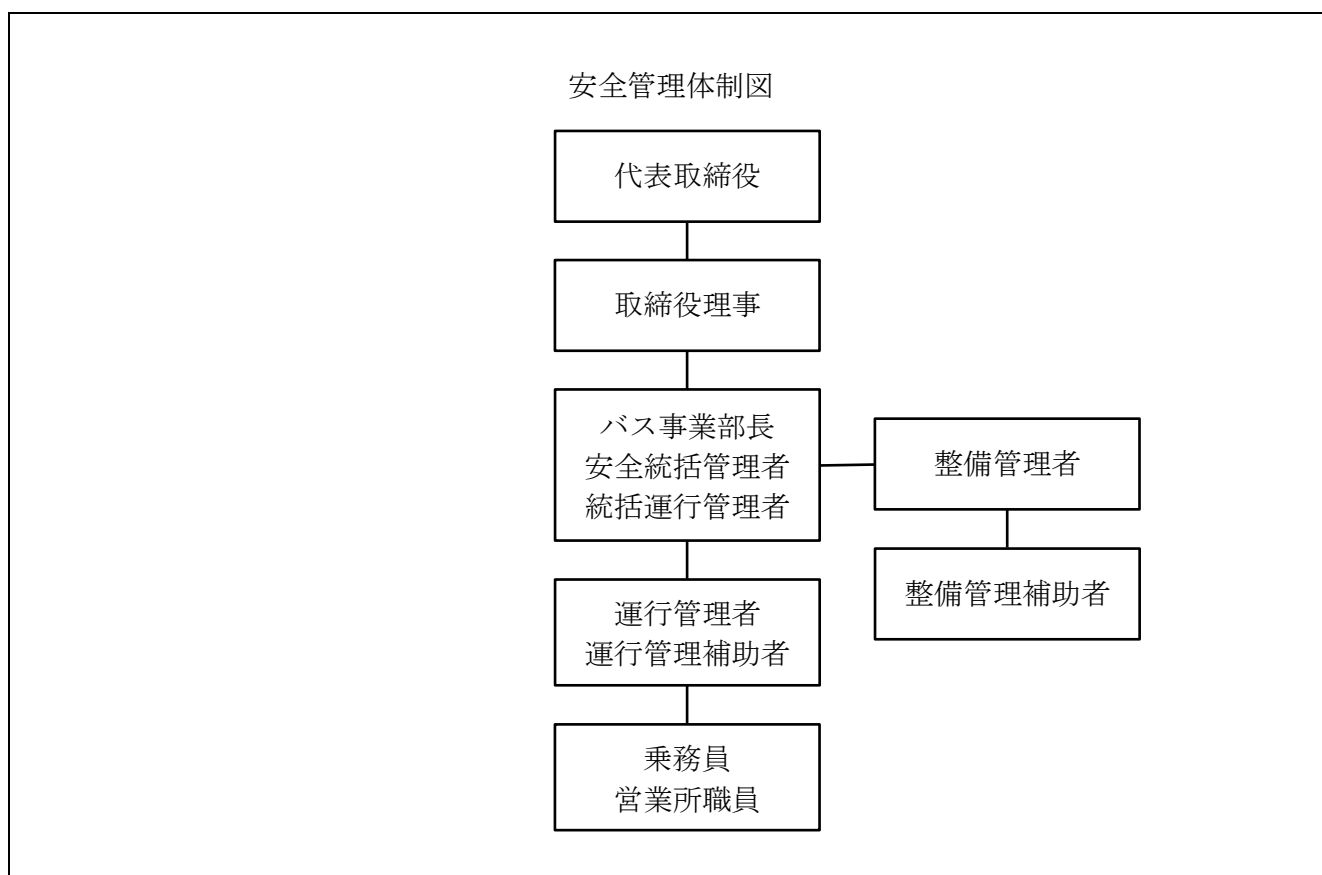
- 4月 歩行者・自転車・バイク等の事故防止
新入学生、自転車、バイクの追い越しは1メートル以上の間隔を取り追い越しが終了するまで
注視すると共に思いやり運転を心掛ける
- 5月 確実な日常点検の実施と厳正な点呼の実施
日々の日常点検と点呼の重要性を再確認
- 6月 交差点巻き込み事故防止・降雨時の安全運転
右左折時の交差点での巻き込み事故防止の為、最徐行・一時停止の実施
梅雨期・降雨時の気象状況に応じた運転
- 7月 後退時の事故防止
窓を開け、顔を出して目視確認、安全が確認できない場合は下車確認する
- 8月 防衛運転の徹底
夏休み高速道路の一般車への避護をする、死角に入りやすい子供に注意
- 9月 シートベルトの目視確認の実施
車内事故防止、シートベルト着装案内
- 10月 改善基準告示・社内規定の遵守
連続運転にならない運行計画
- 11月 渋滞、混雑時の安全な車間距離確保
安全な車間距離の確保
- 12月 16時からのライトオン
16時からのライトオンで相手に自車の存在を認識させる
- 1月 雪道走行・凍結箇所の事故防止
道路情報の把握と早めのチェーン装着
- 2月 健康起因による事故「ゼロ」
睡眠を十分にとり健康管理と体調管理を万全にする
- 3月 車庫内事故の撲滅
周囲の安全確認、ガイドの下車誘導の徹底

3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

2024年4月1日から2025年3月31日までの期間における事故件数は次のとおりです。

2025年度	
交通事故	0件
車両故障	0件

4. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



5. 輸送の安全に関する行動計画

	交 通 安 全	健 康 管 理	研 修
4 月	・ 春の全国交通安全運動 ・ 安全運転コンクール ・ 運輸安全マネジメント新年度スタート	・ 安全衛生委員会	・ 運行管理者会議、事故防止委員会、運輸安全マネジメント会議
5 月	・ 輸送実績報告 ・ 行楽期の交通事故防止	・ 安全衛生委員会	・ 県バス協会環対策・技術合同委員会
6 月	・ 車両の日常点検について	・ 安全衛生委員会 ・ 熱中症防止対策	・ 県バス協会定期総会 ・ 不正改造車を排除する運動 ・ ドライブレコーダー研修
7 月	・ 夏の交通安全県民運動	・ 安全衛生委員会 ・ 熱中症防止対策	・ 運行管理者基礎講習
8 月		・ 安全衛生委員会 ・ 乗務員健康診断受診 ・ 熱中症防止対策	・ 運行管理者試験 ・ 乗務員講習会 ・ 運転者への指導及び監督（別紙） ・ 労基法、改善基準告示教育 ・ ドライブレコーダー研修 ・ 山道坂道走行訓練
9 月	・ 秋の全国交通安全運動 ・ バスの日キャンペーン	・ 安全衛生委員会 ・ 感染症防止対策	・ 県バス協会事故防止・貸切委員会 ・ 適性診断指導要領に基づいた指導 ・ 運行管理者会議、事故防止委員会、運輸安全マネジメント会議
10 月	・ 事業報告 ・ 安全情報報告	・ 安全衛生委員会	
11 月	・ スタットレスタイヤ交換 ・ 3号軽油へ切り替え	・ 安全衛生委員会 ・ インフルエンザ感染症対策	
12 月	・ 年末の交通安全県民運動 ・ 年末年始の輸送繁忙期に伴う交通事故防止について ・ 過労運転防止について ・ 乗務員無事故表彰 ・ 運転記録証明書取得	・ 安全衛生委員会 ・ 脳ドック、睡眠時無呼吸症候群検査、視野障害検査、心臓・大血管疾患検査の受診 ・ インフルエンザ感染症対策	・ ドライブレコーダー研修 ・ 年末年始輸送安全総点検 ・ 県バス協会事故防止・貸切委員会 ・ 救命講習
1 月	・ 路面凍結によるスリップ事故防止 ・ 年末年始輸送安全総点検報告 ・ シートベルト装着案内について	・ 安全衛生委員会 ・ 脳ドック、睡眠時無呼吸症候群検査、視野障害検査、心臓・大血管疾患検査の受診 ・ インフルエンザ感染症対策	・ チェーン装着実習 ・ 乗務員講習会 ・ 運転者への指導及び監督（別紙） ・ 災害を想定した対応 ・ テロ・バスジャック対策 ・ 労基法、改善基準告示教育 ・ ドライブレコーダー研修
2 月		・ 安全衛生委員会 ・ 夜勤者健康診断受診	・ 雪上走行訓練
3 月	・ スタットレスタイヤ交換 ・ 3号軽油から軽油切り替え	・ 安全衛生委員会	・ 県バス協会事故防止・貸切委員会 ・ 適正化委員会 ・ 適性診断指導要領に基づいた指導

2025年度 指導監督指針に沿った教育計画表

月	研修内容
6 月	◇運転者への指導及び監督 ① 事業用自動車運転の心構え ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ③ 事業用自動車の構造上の特性 ④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 シートベルト装着の案内・目視の徹底 ⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 (危険予知トレーニング)
8 月	◇適性診断指導要領に基づいた指導 ◇ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 (危険予知トレーニング)
12 月	◇ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 (危険予知トレーニング) ◇適性診断指導要領に基づいた指導
1 月	◇運転者への指導及び監督 ① 主として運行する路線又は経路又は営業区域における道路及び交通の状況 ② 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ③ 運転者の運転適性に応じた安全運転 ④ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ⑤ 健康管理の重要性 ⑥ 異常気象時における対処方法 ⑦ 非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い ⑧ 安全性の向上を図る為の装置を備えるバスの適切な運転方法 ⑨ ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 (危険予知トレーニング)
3 月	◇適性診断指導要領に基づいた指導

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

1. 経営トップによる事故防止・安全への取り組み

2025年度も乗務員講習会を2回実施し代表取締役社長より「輸送の安全の確保が事業運営の最優先課題であり最も重要であることを自覚し、安全性の向上に努めてほしい」と伝え、この安全最優先の意識について全社員で再確認しました。



2. 安全統括管理者による実務指導

関係法令等の遵守状況の確認、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に沿った安全運転講習、実務指導を行いました。



3. 緊急時対応訓練・重大事故発生時対応訓練

高速道路交通警察隊による高速道路の事故状況、危険な場面と防衛運転、緊急時の対応について交通安全講習会を行いました。



4. 救命講習会

志太消防本部焼津消防署において救命指導者による応急手当の基礎知識について基本的心肺蘇生法、AEDの使用方法についての救命講習会を行いました。



5. 健康管理と健康起因事故防止

- ① 年2回の健康診断、および産業医の見解に基づく安全統括管理者と運転者の面談実施
- ② 1～2年に1回の眼底健診（視野障害起因事故の防止）
- ③ 2年に1回の睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査
- ④ 2～3年に1回の脳MR I 検査
- ⑤ 2～3年に1回の心臓疾患・大血管疾患スクリーニング検査
- ⑥ インフルエンザ予防接種の実施

6. 適性診断受診後の個人面接指導

バス運転に必要な注意力・判断力・反応時間の測定、運転に関する短所・長所といった「運転のクセ」を見出し、結果に応じたアドバイスをすることで交通事故防止、安全意識の向上に努めています。


 2 適性診断票
 (一般診断)
 (指導者(傾聴師))
 (校) アンビ・アセスメント 愛知事業所
 所長
 独立行政法人
 労働政策研究・研修機構
 〒100-8302 東京都千代田区千代田 1-10-10
 TEL 03-5561-2483
 FAX 03-5561-2485
 E-MAIL info@ambio.or.jp
 2025 年 12 月 23 日
 2025 年 12 月 23 日

2025 年 12 月 23 日に実施した「適性診断」の結果が「一般診断」の結果は次のとおりです。安全確認のためにご活用ください。

[1] 総合見解
 (1) 認知傾向
 ●良い点が見られた項目
 危険感受性 (80 点)
 動作の正確さ (77 点)
 ●実務に注意していた点
 ●注意の分配に余力があるようです (29 点)
 判断、動作のタイミングが必ずやです (33 点)
 ●生活習慣等に改善がみられる傾向が一般的です (33 点)
 ●継続時間呼吸状態に関する一連的な参考情報をお知らせします

[2] 認知傾向についての診断結果

判断・動作のタイミング
 危険感受性
 安全確認
 注意の分配

グラフの星は、内側の星は「よく」と評価が基準です。黄色とされた項目については注意が要されます。

貸切バス利用申込書			
住所	バス事業所 貸切営業所		
稼働日・営業所・海部	2025年 12月 23日	13時 00分～ 13時 30分	会議室
稼働予定		貸切運行管理係確保	貸切稼働予定日
送付者名			2025年 12月 23日
稼働予定			
※お支払			
① 稼働料金			
往復バス1往復の一般利用料になります。			
※お支払額、先ずお支払いただく金額はお客様のご希望と稼働料金の差金をお振込みください。			
※ 稼働料金のタイミングはインジゲンさんの指示です。			
※ 実務の注意※：稼働料金は往復のバスが1往復のバスが1往復のバスになります。			
② 13時 00分～13時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
③ 13時 30分～14時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
④ 14時 00分～14時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑤ 14時 30分～15時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑥ 15時 00分～15時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑦ 15時 30分～16時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑧ 16時 00分～16時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑨ 16時 30分～17時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑩ 17時 00分～17時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑪ 17時 30分～18時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑫ 18時 00分～18時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑬ 18時 30分～19時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑭ 19時 00分～19時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑮ 19時 30分～20時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑯ 20時 00分～20時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑰ 20時 30分～21時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑱ 21時 00分～21時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑲ 21時 30分～22時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
⑳ 22時 00分～22時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉑ 22時 30分～23時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉒ 23時 00分～23時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉓ 23時 30分～24時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉔ 24時 00分～24時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉕ 24時 30分～25時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉖ 25時 00分～25時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉗ 25時 30分～26時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉘ 26時 00分～26時 30分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります。			
㉙ 26時 30分～27時 00分			
往復バス1往復のバスが1往復のバスになります			



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

1. 乗務員講習を実施

年2回の乗務員講習会を実施し社長の講話、安全統括管理者の講話を聞き、整備管理者からの整備教習を受け、輸送の安全に関する情報共有や現場乗務員との情報交換の場を設けております。また永年勤続表彰や無事故表彰等も行っております。



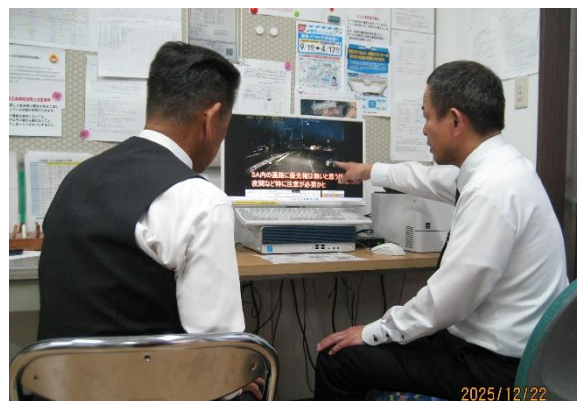
2. 「運行管理者会議」「事故防止委員会」「運輸安全マネジメント会議」を実施

年1回以上の会議を実施し、改善基準告示等の法改正、社内規定の遵守、輸送の安全に関する情報や事故発生状況と再発防止策について情報共有及び伝達をしています。



3. ドライブレコーダー映像を活用した教育

ドライブレコーダーの自社映像や他社映像を活用し危険箇所や危険運転の再確認、また再発防止策を考える事により同様の事故を未然に防ぐことができるよう事故防止に努めております。



4. 適齢運転士（65 歳以上シニア）への特別指導

研修動画を見ながらヒューマンエラーの種類や運転の仕組みと事故についての座学を行い、その後車両の死角と特性、オーバーハングについての実技講習を実施いたしました。



5. 山道坂道訓練

ふじあざみラインでの事故を受け、当社でも実際に現場に行き走行訓練を実施してまいりました。坂道山道運転の基礎、速度やブレーキの使い方、ブレーキドラムの熱の持ち方等についての教習を実施しました。



6. 雪上訓練

志賀高原に行きチェーン脱着場所の確認、ワイヤーチェーンとノーマルチェーンとの比較、寒冷地での日常点検と各部凍結時の対応、雪道走行についての訓練を実施しました。



8. 輸送の安全に係る内部監査の結果および講じようとする改善措置

輸送安全マネジメントに関する内部監査

監査報告書	被監査部門： 経営管理部門	監査番号：1
		監査年月日：
		2026年3月3日
監査範囲： 代表取締役社長・安全統括管理者		監査員：河 口 弥 生

1. 監査の目的

株式会社アンビ・アのバス事業部における安全管理規定第15条（輸送安全に関する内部監査）に基づく内部監査の実施により、安全管理体制が適切に運用されているかを確認する。

2. 監査の講評・所見・優良事例

代表取締役社長は自身の安全を最優先する思いが入った基本方針を作成し、各種会議を通じて積極的に周知している。輸送の安全の確保のための投資については最新の安全装置を搭載した車両4両を購入する等、積極的な投資をすべきとの考えでその責務を果たしている。

安全統括管理者は各種会議や指導教育の場で積極的に意見交換を行い、輸送の安全に関する安全最優先の考え方を運転者一人一人に理解させるため、様々な工夫をして取り組んでおり、事故防止目標を達成すべく中心となってその責務を果たしている。

3. 指摘事項

この度の内部監査では是正を要する不具合事項はありませんでした。

しかしながら、輸送の安全性向上のために運輸安全マネジメントのチェック・見直しを実施する会議の回数をもう少し増やし、より一層の事故防止に取り組むことを期待します。

承認	確認	作成
2026年3月18日	2026年3月18日	2026年3月17日
代表取締役社長 松永 勝裕	安全統括管理者 岸 哲矢	監査員 河 口 弥 生

9. 安全管理規定

安全管理規程

(株)アンビ・ア バス事業部

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 取締役バス事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業課長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業課長は、取締役バス事業部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

平成25年10月 1日 制定

平成25年10月 1日 実施

10. 安全統括管理者

バス事業部長 岸 哲矢

道路運送法第22条の2 第4項の規定により2022年6月20日にバス事業部長の岸哲矢を安全統括管理者として選任しております。

安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条の5に規定する要件を満たしております。

今後も「安全・安心・快適」を第一に考え
輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し
絶えず輸送の安全性の向上に努めます。



株式会社アンビ・ア

貸切バス事業者安全性評価認定制度 ★★★★★ (24-1214)

本社 静岡県焼津市栄町 2-2-21 TEL054-620-7735

バス事業部 静岡県焼津市浜当目 1158-1 TEL054-620-7720

2026年6月発行

